

令和2年5月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和2年5月13日（水）
午前10時00分から午前11時05分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 会議室
- ・出席者

教 育 長	麻 野 多美子
教育長職務代理者	金 銅 真 代
委 員	多 田 謙 司
委 員	新 熊 和 彦
委 員	奥 野 貞 一
- ・説明者

教育次長	上 野 敏 治
学校教育室長	東 浩 朗
生涯学習室長	藪 田 英 友
学校教育課長	前 田 幸 章
文化財課長	吉 澤 則 男
社会教育課長	田 中 記久子
学校教育課課長補佐	井 上 直 也
- ・事務局

教育総務課長	小 川 有紀子
教育総務課主幹	芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第5号
令和3年度使用中学校教科用図書 選定のスケジュールについて
《資料1、資料2》
 - 日程第3 議案第6号
令和3年度使用中学校教科用図書 選定委員会委員及び
調査員の選任について
《資料3》

日程第 4 教育長月次報告

日程第 5 議案第 7 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

《資料 4》

日程第 6 議案第 8 号

令和 2・3 年度 羽曳野市社会教育委員の選任について

《資料 5》

日程第 7 議案第 9 号

令和 2・3 年度 羽曳野市文化財保護審議会委員の選任に
ついて

《資料 6》

日程第 8 報告第 5 号

羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

《資料 7》

日程第 9 報告第 6 号

後援名義の使用許可について

《資料 8》

日程第 10 その他

・日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第 2 議案第 5 号

令和 3 年度使用中学校教科用図書選定のスケジュールについて

《資料 1、資料 2》

- 学校教育課課長補佐より、資料に基づき、令和 3 年度使用中学校教科用図書選定のスケジュールについて説明があり、承認を求めました。

《学校教育課課長補佐》

資料 1 に提示させていただきました、文部科学省通知文及び府教育委員会の通知文により、義務教育諸学校における令和 3 年度に使用する教科用図書の採択事務について通知がありました。

特に文部科学省の通知にありますように、市は採択権者としての自覚と責任のもと、適正かつ公正な採択の確保を徹底し、また、開かれた採択を一層推進するよう、強く要望されています。

さて、資料 2 の 1 ページで提示しております本市の予定でございますが、羽曳野市教科用図書選定委員会規則に基づき、選定委員会を組織するとともに調査員を委嘱し、採択に関する調査研究を進めて参らなければなりません。今年度、府への報告は昨年度と同様に、8 月末までとなっております。今後の予定としまして、第 1 回選定委員会を 5 月 26 日に開催を予定しております。

第 1 回選定委員会議につきましては、中学校教科用図書選定委員の委嘱について、選定委員会の運営について、調査員の委嘱について、教科用図書採択事務日程について、その他、見本本の展示について、誓約書について、選定資料についての内容で進めて参りたいと存じます。

諮問内容につきましては、令和 3 年度使用教科用図書採択に関し、羽曳野市教科用図書選定委員会規則の規定により資料 2 の 2 ページ、教科用図書見本本一覧表の教科書について調査及び審議をし、答申をしていただきます。

それでは資料 2 の 1 ページにお戻りいただきまして今後のスケジュールですが、第 1 回選定委員会議を 5 月 26 日に、調査責任者及び調査員の任命と

説明を5月29日に、調査員による研究を約1ヶ月行い、選定資料の作成を7月上旬までに行います。

選定資料の提出を待って、第2回選定委員会議を7月中に行い、教育委員会に答申をいただくことになります。その答申等を基に、教育委員会議を開き、令和3年度の中学校で使用する教科書の採択を決定します。

教育委員の先生方には、選定委員会議の答申を踏まえ、採択権者として自らの権限と責任において採択をおこなっていただくこととなります。

現時点での予定としましては、調査員の報告を受ける選定委員会議を7月14日から7月17日までの間に予定しております。

答申を受けて採択を行う教育委員会議が7月29日となっております。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

《教育長》

議案第6号の審議に入ります前に、お諮りしたいことがございます。

議案第6号につきましては、中学校教科用図書の選定委員会委員及び調査員を選任する議案でございます。

そのため、議案第6号を公開した場合、教科用図書の選定・調査に支障をきたすおそれがありますので、羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会としたいと思います。

このことにつきまして、異議はございませんか。

《各委員》

異議なし

《教育長》

異議なしと認めます。よって、議案第6号は秘密会といたします。

議案第6号は、全委員一致により羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき秘密会とすることに決定しました。

日程第3 議案第6号

令和3年度使用中学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の
選任について

《資料3》

- 学校教育課長より、資料に基づき、令和3年度使用中学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の選任について説明があり、承認を求めました。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 随時、羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。
- (2) 4月17日に、羽曳野市総合教育会議が行われました。
- (3) 4月20日に、令和2年度第1回南河内地区人事協議会が行われました。また、同日、令和2年度第1回南河内地区市町村教育長連絡協議会が行われました。

日程第5 議案第7号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

《資料4》

- 社会教育課長より資料に基づき、選任委員の説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員となるために必要な研修の実施者に係る範囲を拡充する必要性が生じたため、条例の一部を改正する条例を制定しようとするものです。

研修実施者の拡充内容といたしましては、「都道府県知事又は指定都市の長」であったものに「中核市の長」を追加するものです。

《教育長、多田委員》

中核市とはどのような市となりますか。

《社会教育課長》

政令指定都市は、人口50万人以上が指定要件とされていますが、中核市は、

人口20万人以上の市となります。羽曳野市は一般市という区分になります。自治体の長が実施する放課後児童支援員の研修についても範囲を拡充することで、受講できる研修が増えるという内容の改正となります。

《多田委員》

大阪府下で、中核市は何市ありますか。

《社会教育課長》

豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の7市です。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第8号

令和2・3年度 羽曳野市社会教育委員の選任について

《資料5》

●社会教育課長より資料に基づき、選任委員の説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

羽曳野市社会教育委員条例に基づき、令和2年5月31日で任期が終了いたします社会教育委員について選任するものです。

任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年です。

資料にありますように、新規4人、継続（再任）4人で、各団体より推薦等をいただいたものです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第9号

令和2・3年度 羽曳野市文化財保護審議会委員の選任について

《資料6》

●文化財課長より資料に基づき、選任委員の説明があり、承認を求めました。

《文化財課長》

羽曳野市文化財保護条例の規定によって組織し、設置された文化財保護審議会委員について、平成30年6月1日付けにて委嘱した任期が令和2年5月31日で満了となります。

つきましては、各委員を再任して新たに2年間、文化財保護審議会委員を委嘱させていただきたく存じます。

委員については、資料のとおり各分野で総勢7名となります。

なお、建築分野で会長も務めていただいています、櫻井先生については、満80歳を迎えておられます。以前、市長公室及び総務部長から通知のあった「非常勤の特別職等の選任等に係る候補者の年齢等に関する基準について」では、再任の場合、満75歳を上限とすることとされていますが、現在、建築物として羽曳野市指定文化財である、誉田八幡宮内の放生橋の修理が必要とされていることから、これまで櫻井先生に専門的な見地から調査・改修計画を検討いただいている案件がありますので、引き続き、委員を依頼したいと考えています。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 報告第5号

羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

《資料7》

- 学校教育課長より羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明と報告がありました。

《学校教育課長》

令和2年2月に同規則の一部を改正することについてご承認いただきましたが、一部の区域において明確にされていない箇所がありましたので表記を改めました。

《教育長》

この間、支障はありませんでしたか。

《学校教育課長》

支障はなかったと確認しております。

日程第9 報告第6号

後援名義の使用許可について

《資料8》

- 事務局より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について、説明と報告がありました。

《各委員意見・質問なし》

日程第10 その他

- 教育次長より、5月8日に開催された第1回羽曳野市議会臨時会において議決された新型コロナウイルス感染症に伴う市の緊急支援策として、市立小学校給食費の無償化、市立中学校給食の半額化、市立幼稚園の保育室（教室）へのエアコン設置等、市の独自施策について報告がありました。
- 学校教育室長より、市立学校の臨時休業期間及び臨時登校日について現況報告がありました。
- 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の6月定例教育委員会議を、6月16日（火）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前11時05分